

# 盛岡市立下小路中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「盛岡市立下小路中学校いじめ基本方針」は、平成25年6月28日公布、同年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

なお、今回示したものは現状を考慮し、平成30年度に改訂したものである。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」ことを基本認識として、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心して安全に学校生活を送ることができることを願い、「下小路中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 本校におけるいじめの定義

「下小路中学校の生徒に対して、本校に在籍し、一定の人的関係がある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットによるものも含む）を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じている状態」をいう。

### (3) いじめの特質とは

- ① いじめは、目に見えにくいもの
- ② いじめは、人に相談しにくいもの
- ③ いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こりうるもの
- ④ いじめの様態は、ひやかしやからかいから犯罪にいたるものまで、多種多様であるもの
- ⑤ いじめられる側とそれ以外のものの認識にずれがあるもの
- ⑥ いじめられた側は一生心の傷として残るもの
- ⑦ いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

### (4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ① 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視 【仲間はずし】
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ④ ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【暴力】
- ⑤ 金品をたかられる 【恐喝】
- ⑥ 所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑧ 通信機器（PCやスマートフォン等）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】

### (5) いじめ克服のための盛岡市の基本理念と本校の基本的原則

#### 盛岡市の原則

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して取り組まなければならない。



### 本校の基本的原則

- ① 「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」
- ② 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応
- ③ 生徒の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応
- ④ 悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは自明の理であり、いじめの指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いを基本とする
- ⑤ 一部の問題とせず、学校全体で組織的に対応する

## 2 いじめを未然に防止するために

### (1) 生徒に対して

- ① 「安全」と「安心」のある学校・学年・学級づくり  
集団内の役割を担い、達成感や成就感を感じる体験を積んだり、温かい人間関係の中で互いに認め合ったりできる集団づくり
- ② 「規範意識」の醸成・「自己指導能力」の育成  
規範意識の醸成が「いじめは絶対許されないこと」「いじめは卑怯で恥ずべき行為であること」を意識させる前提であり、生活のルール遵守の指導を徹底する
- ③ 「生命」「人権」を重視する指導  
道徳教育の充実を図ると共に、学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実
- ④ 「わかる授業づくり」と「基礎・基本の定着」  
授業づくりの3つの視点を実践し「わかる授業づくり」と「基礎・基本の定着」を図ることを重視し、学習に対する達成感や成就感をもたせることで、生徒の心や生活の安定を図る指導の展開
- ⑤ 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成  
インターネットに関連したいじめ問題が急増していることから、生徒・保護者を対象に、通信や講演会、懇談会等をとおり、積極的に「リテラシー」「モラル」の啓発を図る

### (2) 学校全体として

基本方針 「いじめをさせない・見逃さない・許さない」  
毅然とした態度で対応する

- ① いじめに取り組む方針の明確化
  - ・全職員の共通理解
  - ・情報が確実に把握できる体制の整備
  - ・生徒、保護者への説明の実施（通信・懇談会等の活用）
- ② 全職員の危機意識の向上
  - ・情報収集を細やかに行い、「報告・連絡・相談」を的確に
  - ・高い人権意識を身につける
- ① 気になることは見逃さない
  - ・Daysによる生徒理解
  - ・日常的な情報共有
  - ・学年を核にした情報共有と指導
  - ・気になる事象の迅速な情報共有

### (3) 保護者・地域に対して

- ① 必要に応じた情報提供による、見守りの要請
- ② 情報・意見交流による迅速な情報共有

### 3 いじめの早期発見のために

- (1) 校内連携体制の充実 【組織としての状況把握】
  - ・小さいいじめのサインを見逃さない
  - ・スクールカウンセラー、不登校相談員、サポート推進員等との協力体制の確立
  - ・プロジェクト会議（いじめ防止・対策委員会）の定期開催
  - ・全職員による情報把握
- (2) 共感的な人間関係の醸成 【生徒とのラポートの形成】
  - ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導
  - ・生徒一人一人との日常的なふれあいの重視
  - ・自分や仲間の良さの伝え合いと互いの存在を認め合う指導
- (3) 実態調査の計画的実施 【心の状態の把握】
  - ・年間を通じた計画的な「心のアンケート」の実施（教育相談週間との関連）
  - ・QUの実施と分析
  - ・「いじめアンケート」の実施

### 4 いじめへの対応のために

基本方針 「確かな初動対応が決め手」  
自分だけで解決できると過信しない（抱え込まない）

- (1) 情報のキャッチ
  - ・5 W（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ）1 H（どのように）が時系列になるよう、複数の職員で確認する
  - ・双方から話を聴く時は、慎重かつ注意深く、事実をつきあわせ、矛盾がないよう整理する
- (2) 管理職への報告
  - ・どんなケースも緊急事態の意識をもち、報告を最優先で行う
  - ・情報提供者への配慮を
- (3) 対応体制
  - ・校長（副校長・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立
  - ・事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実把握
- (4) 事実関係の把握
  - ・聞き取るべき事実、留意すべき内容の確認
  - ・被害者、加害者、関係者を個別に同時進行で事情聴取
  - ・聞き取り中も随時情報の交換をし、ズレや秘匿を減らし全体像を把握
- (5) 対応方針の決定
  - ・被害者の安全と保護を最優先とし、緊急性を確認
  - ・いつ、どこで、だれが、どのように対応するかを決定し、全職員への周知徹底と迅速な対応につとめる
- (6) 確かな初動対応
  - ・即日、保護者に学校の動きを確実に伝達し、可能な限り家庭訪問を実施（学級担任、主任等）

### 5 いじめの確実な解決のために

基本方針 徹底して被害者の立場に立って対応する

- (1) 被害者、同保護者に対して
  - ・最も信頼関係のある教職員が対応
  - ・「最後まで絶対に守る」意思表示をしっかりと行う
  - ・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案する
  - ・心のケア、登下校・休憩時間の見守りの継続
  - ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告（アフターケア）

- (2) **加害者、同保護者に対して**
  - ・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことを、理を尽くして冷静に説諭する
  - ・被害者と認識の差があることを踏まえて対応
  - ・加害者の心にも別要因のストレス負荷がかかっているケースも多く、その点については共感的に理解し、そのストレスを軽減するよう支援する
  - ・保護者には事実を伝え、協力関係を形成する
  - ・相手の心の痛みを理解させ、以後の行動改善を促す
  - ・解決後、しばらくは保護者に経過を定期的に連絡すること
- (3) **関係者に対して**
  - ・いじめは加害者と被害者だけの問題ではなく、傍観者によっても助長されたり抑制されたりすることについての指導を行う
  - ・教育活動全体をとおして、思いやりの心や正義感を育成する
- (4) **保護者・地域に対して**
  - ・生徒の安心・安全につながる信頼関係を構築し、協力・連携して見守る関係を醸成
  - ・必要に応じていじめに関する情報提供を行い、家庭及び地域での見守りの連携強化
  - ・情報及び意見交流の場を設け、いっそうの連携強化を推進

## 6 校内体制（プロジェクト会議＝いじめ防止・対策委員会）

- (1) **プロジェクト会議の構成員**  
 校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年長、養護教諭、教育相談担当  
 スクールカウンセラー  
 （その他必要に応じて外部有識者等の参加を要請 学校医、専門機関担当者等）
- (2) **プロジェクト会議の役割**
  - ・本校で生じたいじめ問題への対応協議
  - ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関すること、及び保護者へのいじめ防止啓発等に関すること
  - ・いじめの兆候等について、できるだけ把握し、未然防止を図る
- (3) **いじめへの対応**
  - ・いじめの事実が報告され次第、直ちに会議を招集する
  - ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応協議と迅速な対応の在り方の決定
  - ・学校の組織全体としての対応方針の決定
  - ・全職員による共通認識・共通行動の指導
- (4) **校内研修の計画・実施**
  - ・教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題に関する研修や情報提供を適宜行う
  - ・いじめに関する研修を受講した職員を講師とする職員研修の実施

## 7 他機関との連携について

- (1) **スクールカウンセラー、不登校相談員との連携**
  - ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、生徒の悩みや不安等の相談
  - ・保護者の相談やカウンセリングの実施
  - ・外部機関とのパイプ役
- (2) **市教育委員会との連携**
  - ・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会と連携して迅速に対応する
- (3) **医療機関・市福祉課・主任児童委員等との連携**
  - ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては、様々な外部機関と継続的に連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼することもある
- (4) **警察との連携**
  - ・犯罪性の高いいじめについては、警察との連携もありうる
  - ・被害者救済、二次被害防止、再発防止のための連携を推進する

## 8 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 り 組 み 内 容	備 考
4	・「いじめ防止基本方針」の確認（職員・保護者等） ・プロジェクト会議の実施（隔週）	
5	・「心のアンケート（記名式）」の実施と個別面談 ・学校評議委員会での「基本方針」の説明	
6	・「部活動不参加傾向生徒調査」、教育相談週間	
7	・「QU」実施	
8	・職員研修（いじめ・教育相談等）	
9	・「QU」結果分析	
10	・「心のアンケート（記名式）」の実施と個別面談	
11	「市教委いじめ実態調査」実施、教育相談週間	
12	・「部活動不参加傾向生徒調査」	
1	・「いじめ防止基本方針」の見直し	
2	・学校評議委員会	
3	・今年度のふりかえりと成果・課題の明確化 ・新入生に対する小学校との情報交換	

## 9 個人情報等の取り扱い

- (1) 個人調査等の結果（原本含む）については、3年間保存する
- (2) 廃棄する場合は「秘密文書」として処理する。

## 10 その他

- (1) 平成30年2月28日 見直し